

## 新潟市体験型観光支援補助金運用基準

## 補助対象経費

経費区分	対象経費の説明
備品購入費	取得価格が1品30,000円以上の物品 (参加者の所有となるもの及びその材料は除く)
消耗品費	取得価格が1品30,000円未満の物品かつ、補助対象事業の用に使用したことが明確に区分され、かつ金額が特定できる物品 (参加者の所有となるもの及びその材料は除く)
印刷製本費	ポスター、チラシ、パンフレット等の広告資料作成費
委託料	雑誌・ウェブ・SNS等を用いたメディアプロモーション費用、オンライン体験コンテンツ制作費用
その他市長が必要と認めるもの	事業の実施のために必要な経費で、市長が必要かつ適切と認めた経費